

平成26年度短期外国出張者報告書簡

氏 名	所属庁・官職	出張先
岩崎 邦生	大阪地方裁判所判事	米国
安永 武央	鹿児島地方裁判所判事	
提 出 書 面		
平成27年1月19日付け報告書簡		
キーワード欄 ・シアトル州裁判所訪問 ・ペンシルバニア州裁判所訪問 ・連邦地方裁判所訪問 ・連邦検察庁訪問 ・ペンシルバニア州刑事弁護士協会訪問 ・刑事陪審制度における証拠採否の在り方 ・アメリカ刑事陪審裁判における公判前申立てについて		

平成27年1月19日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

大阪地方裁判所 判事 岩崎邦生

鹿児島地方裁判所 判事 安永武央

当職らは、平成26年11月30日から同年12月13日までの間、米国（シアトル及びフィラデルフィア）に米国の刑事陪審裁判における証拠採否の在り方の調査のため出張しました。その概要は次のとおりです。

第1 シアトルでの調査内容（12月1日から12月5日まで）

- 1 キング郡上級裁判所（King County Superior Court）のPatrick H. Oishi判事との面談（12月1日、3日、5日の3回に分けて行った）

内容は別紙1のとおり

- 2 ワシントン州西部地区連邦検察庁（United States Attorney's Office Western District of Washington）の[REDACTED]との面談（12月4日）

内容は別紙2のとおり

- 3 ワシントン州西部地区連邦地方裁判所（United States District Court Western District of Washington）の[REDACTED]との面談（12月5日）

内容は別紙3のとおり

- 4 キング郡上級裁判所（King County Superior Court）での第一級殺人事件の陪審トライアルの傍聴（12月2日～4日）

内容は別紙4のとおり

第2 フィラデルフィアでの調査内容（12月8日から同月11日まで）

- 1 ペンシルバニア州東部地区連邦検察庁（The U.S. Attorney's Office Eastern District of Pennsylvania）の [REDACTED] との面談（12月8日）
内容は別紙5のとおり
- 2 ペンシルバニア第1地区地方裁判所（Court of Common Pleas First Judicial District of Pennsylvania）の [REDACTED] との面談（12月8日）
内容は別紙6のとおり
- 3 フィラデルフィア刑事弁護人協会（Defender Association of Philadelphia）の [REDACTED]，[REDACTED] との面談（12月10日）
内容は別紙7のとおり
- 4 ペンシルバニア第1地区地方裁判所（Court of Common Pleas First Judicial District of Pennsylvania）での第一級殺人事件の陪審トライアルの傍聴（12月9日～11日）
内容は別紙8のとおり

第3 若干の考察

今回の調査によって理解することができたのは、主に次の点である。

- 1 アメリカの刑事陪審裁判では、証拠採否といっても、「採」はなく、「否」のみがあること

日本の刑事訴訟では、当事者が証拠調べ請求をした証拠で、裁判所が「証拠決定」をしたものが、初めて公判で取り調べられることになるが、アメリカの刑事陪審裁判においては、連邦であれ州であれ、このような意味での「証拠決定」は存在しない。裁判官が証拠排除の決定をした証拠は、証拠とすることができないが、それ以外の証拠は、当事者がトライアルに提出するに当たって、裁判官が決定等何らかの処分をする仕組みにはなっていない。

これについては、裁判官が証拠排除の決定をしない証拠は、証拠提出が認められるのであるから、結局は「採否」が行われているのであり、日本との違いは単に形

式的なものにすぎないとみることができるかもしれない。しかし、アメリカでは、そもそも裁判官はトライアルの開始前に当事者がいかなる証拠を提出する予定なのかを知らないこともあるし（例えば、シアトル州の州裁判所では、トライアルの開始前に裁判官が当事者が提出する予定の証拠の一覧を見る機会はない。別紙1参照。）、提出予定証拠の一覧を提出する制度あるいは運用となっている場合（ペンシルバニア州の州裁判所では、運用として、検察官は提出予定証拠の一覧を提出するが、弁護人には求められない。連邦地裁では、提出予定証拠の一覧を提出することになっている。）でも、裁判官が、当事者から証拠排除の申立てもないのに、その証拠能力や必要性について審査をして証拠排除をしていくという運用は、原則としてされていない（別紙2, 3, 5, 6参照）。証拠規則上は、裁判官が職権で証拠排除することは可能であるが、そのような形で証拠排除をするのは、陪審員に不当な影響を与えることが明らかで、かつ、弁護人が十分にその職務を果たせていないと考えられる場合に限られている（別紙3, 6参照）。

このような証拠の提出に至る手続を全体的にみると、アメリカでは、裁判官は、「証拠とできないもの、すべきでないもの」について証拠排除の決定をするだけであって、「証拠として提出することがふさわしいもの」を選び出して決定することはしない仕組みになっている。なお、ペンシルバニア州では、「プレトライアル・カンファレンス」で当事者間に争いのない点が確認されれば、その点についてstipulation（合意書面）が作成され、それがトライアルで証拠されることがあり、裁判官がその作成を勧めてくることもあり、このような「証拠の整理」は行われているが（別紙5～7参照）、この場合も、裁判官は、トライアルに合意書面を提出することを決定するわけではない。

これが日本とアメリカの「証拠採否」の仕組みの違いであるが、この違いは、アメリカでは、証拠提出を当事者の判断に委ねる当事者主義がより重視されていることに起因していると思われる。

2 当事者主義の重視に起因する訴訟手続の特色

このように、アメリカの刑事陪審裁判では、当事者主義がより重視され、そのた

めに「証拠採否」の仕組みが異なっているが、当事者主義の重視は、他にも訴訟手続の特色として表れているように思われる。

(1) 争点整理が徹底されないこと

アメリカでは、日本の公判前整理手続のような争点整理手続はない。弁護人が構成要件のどの点を争うのか、どのような積極主張をするのかについては、アリバイ主張、責任無能力の主張についてのみ明らかにすればよく、正当防衛の主張などについては、明らかにする必要はない（別紙7参照）。そのため、争点整理は徹底されず、傍聴した事案でも、正当防衛の主張がされることは、審理の最終盤まで分からなかった（別紙4，8参照）。

(2) トライアル中に証拠排除の申立てが頻発し得ること

証拠排除の申立ては、トライアル開始前にも行われるが、証拠採否がトライアルの開始前に行われるわけではないので、関連性など、冒頭陳述や他の証拠の内容が判明しなければ判断しえない事項を理由とするものを中心として、トライアル中に、証拠排除の申立てが頻発することがある（別紙4参照）。

(3) トライアルに要する期間が確定しないこと

トライアルで提出される証拠がトライアル前には決まらないので、トライアルに要する期間も、見込みは立てられるが、厳密には決まらないことになる。

3 裁判官は迅速なトライアルや合理的な範囲の証拠調べに意を用いていること

(1) とはいえ、アメリカの刑事陪審裁判でも、迅速なトライアルや、証拠調べの範囲を合理的なものとすることは追求されている。

(2) まず、迅速なトライアルについては、「スピーディー・トライアル・アクト」が起訴後70日以内のトライアル開始を求めている。法律が実態に合っていない面があり、この法律どおりにトライアルが開始される例はほとんどないようであるが、迅速なトライアルの開始が試みられている。

また、トライアルの期間も、トライアル開始前に期間を見積もる際に、裁判官から当事者に期間を短くするよう検討を求めることは相当程度行われており、これには強制力はないものの、裁判官の意向を尊重し、当事者が努力するのが実態のよう

である（別紙2，3，5，6，7参照）。

- (3) また、証拠の量・点数について裁判官が当事者に検討を促すことも、相当程度行われているようである。
- (4) 証拠調べの適正に関しても、裁判官が職権で証拠排除をすることはほとんどないものの、裁判官が問題を感じた場合には当事者に示唆して検討させることはよく行われており、このような任意の手段により、当事者の協力を得て、証拠調べの適正化が図られている。
- (5) なお、トライアルに要する期間（そして、評議に要する期間）が流動的であることは、アメリカでは制度上やむを得ないものであるが、これについては、陪審裁判や陪審員の義務がアメリカ国民に受容され、定着しており、現実問題としても、法曹関係者は陪審制度の維持・運営に対して懸念を抱いていない。このような社会・文化の在り方については、我が国にとっても非常に参考になろう。

以 上

(別紙1) キング郡上級裁判所 (King County Superior Court) の

との面談 (12月1日, 3日, 5日の3回に分けて行った)

- 1 トライアル前に, トライアルで取り調べる証拠のリストを裁判所が把握する手続きはない。トライアルに何日くらい要するかを把握しているだけである。

経験上, この種の事件であればどういう証人が何人くらい出てくるのかは想定できるが, リストを提出させることはないし, ○○証人について採用を決定するというものもない。

- 2 トライアルの予定期間は, 当事者の申し出により決まることになる。

ただし, 「オムニバス・ヒアリング」において, トライアル担当の裁判官がその事件のオムニバス・ヒアリングも担当している場合は, 当事者が申し出た期間が裁判官の経験等に照らして長すぎると思ったときに, なぜそんなに期間を要するのか, 当事者に説明を求めるであろう。具体的には, 証人が何人くらいなのかなどを聞くことになるであろう。しかし, 通常はオムニバス・ヒアリングの担当裁判官とトライアルの担当裁判官は別であり, その場合は, 裁判官から期間を短くするように働きかけることは通常ない。

- 3 当事者が証拠排除の申立てをした場合や, 証拠開示を受けた後証人予定者に接触して, そこで得た情報を元にするなどしてその他の公判前申立てをした場合は, 当然, 裁判官が裁定する。したがって, トライアルで使えない証拠はその限りで決まる。しかし, 何の証拠が調べられるかがトライアル前に決まるわけではない。

- 4 トライアルにおいて当事者が取り調べを求め, 相手方が異議を言わない場合は, その証拠は取り調べられることになる。裁判官が, ある証拠について, その証拠をトライアルで取り調べる, という決定をするわけではない。

相手方から異議があれば、その裁定をすることにより、その証拠をトライアルで取り調べるかどうかが決まる。しかし、相手方から異議がなければ、裁判官からみて、重複していたり、事件との結び付きに疑問があったり、時間の無駄であったり、意味がないと思われても、その証拠は取り調べられる。異議を申し立てないことも、当事者も一定の戦略を持ってしていることかもしれないのであるから、その立場を尊重する必要がある。その結果、陪審員にもブラストレーションが溜まることはあるが、それがシステムなので仕方のないことである。

このように、相手方に異議のない限り裁判官は介入しないのが基本であるが、陪審員に不当な偏見を与える危険性がある場合で、かつ、当事者が経験不足であるときには、介入することもある。たとえば、検察官の最終弁論が余りにひどく、また、弁護人が余り経験のない人であったことから、弁護人の異議はないものの検察官の弁論を制限したことがある。このような場合は、放っておくとミストリアルになる可能性があるから制限した。

もっとも、いきなり制限という形で介入はしないが、トライアルにおける尋問が、分かりにくかったり、事件の筋から外れてしまったりした場合に、当事者にその旨を指摘して尋問の修正を働きかけることは、かなりの事件で行っている。

- 5 トライアル前に決まるのは審理予定期間のみであるから、トライアルに入ってから、当事者に明日の予定、今後の予定を聞き、予定期間内に終わられるように努力を促すことがある。しかし、ごく単純な事件では、そのようなことも行わないから、そのような事件では、裁判官は明日の具体的な証人の予定も知らないことになる。

トライアルの見込み期間が結果として延びてしまうことは、残念ながらよくある。そうなりそうな事件では、トライアル開始後、当事者との打ち合わせを度々行い、当事者の予定を聞いて、励ましてやる必要がある。

以 上

(別紙2) ワシントン州西部地区連邦検察庁 (United States Attorney's Office Western District of Washington) の [REDACTED] との面談 (12月4日)

- 1 連邦では、トライアルの1週間前に、取り調べ予定の証拠のリストを裁判官に提出しなければならないとされている。

裁判官がそれをみて、これは全部はいらないのではないが、などと言ってくることはある。

その意見に強制力はないが、裁判官には連邦証拠規則により証拠排除の決定をする権限があるので、必要性について裁判官に説明して理解を得る。できるだけ理解を得ようとするのは、連邦裁判官との関係を維持するためでもある。証拠とすることのみならず、その重要性についても当事者間で合意ができていると、裁判官はそれを尊重してくれる。

- 2 証拠排除の申立ては、上記のリストの提出前、トライアルの1～2か月前に行われる。1週間前までに行うのが義務であり、これを過ぎた申立ては、検察官からの申立ては却下される。弁護人からの申立てはなお判断されることが多い。

この申立ての審理のために、当該証拠やその他の関連証拠を裁判官に提出するし、当事者から主張書面も提出する。

- 3 1の証拠のリストが提出された後に、リストに載っていない他の証拠の提出が必要になる場合があるが、既に関示してある証拠であれば許容されることがあるが、そうでないものは却下される。

- 4 当事者間に取り調べに異議のない証拠であっても、裁判官が証拠として認めない、つまり証拠排除する場合がある。重複であるとか、陪審に不当な影響を与え

るなどの理由による。例えば、100枚の写真を提出しようとして10枚に制限されたことがある。

- 5 審理に必要な日数を裁判所に伝えるのは、トライアルの数か月前である。州の裁判所と違い、連邦裁判所では、裁判官が日数についてもっと短くならないかと持ちかけてくることがしばしばある。強制はできないが、証拠排除の権限があるので、プレッシャーにはなる。

トライアルまでの期間についても裁判官から言われる。「スピーディー・トライアル・アクト」(資料2-1)という法律があり、起訴後70日でトライアルを開始するよう規定している。しかし、ほとんどそのようにはならず、単純な事件で3~6か月、もう少し複雑な事件では1年~2年を要する。

- 6 連邦証拠規則404条(b)により証拠を提出することはよく行われる。たとえば、薬物の販売目的所持の事案で、販売目的(同条にいうintent)を立証するために、被告人が過去に薬物を譲渡した事実を立証することがある。

ただし、404条(b)により証拠とすることができる場合でも、403条のバランシングテストで証拠排除されることがある。

例えば、上に述べた販売目的を立証するために、被告人が過去に薬物を譲渡した事実を立証しようとしたが、所持量が多いので不要だろうと言われて、403条により排除されたことがある。また、特徴的な手口の強盗事件で、被告人に全く同じ態様の強盗の前科があることを被告人が犯人であることを立証するために用いようとしたところ、本件については指紋が検出されているから不要だろうと言われて、403条により排除されたことがある。

以 上

(別紙3) ワシントン州西部地区連邦地方裁判所 (United States District Court Western District of Washington) の [REDACTED] との面談 (12月5日)

- 1 トライアルで取り調べる証拠は、起訴からトライアルまでの一連の連続した手続の中で決まっていく。

重要な場面は、公判前の証拠排除の申立てである。黙秘権の保障に反した証拠、違法収集証拠、不適当な条件で作成された血液鑑定等の証拠はここで排除される。

開示が遅れた証拠の排除も問題になるが、この場合、裁判官は、トライアルを遅らせてその証拠の提出を認めるか、排除してしまうかの選択を迫られることになる。

また、陪審員に与える偏見を理由とする申立ても行われる。過去の前科や不法な行為に関する証拠が、証拠規則のルールに従って排除される。証明力がないとか、余りないとか、本件よりもかなり前の事柄である場合などは連邦証拠規則 404 条により排除されるし、テクニカルには許容できるものであっても、403 条により、陪審員に偏見を与える影響力と証明力のどちらが強いかを考えることになる。

- 2 このような公判前の申立ての期限は、裁判官が定めるが、それは通常トライアルの1か月前とされる(トライアルの開始が延期されれば、この期限も延期される)。ただし、弁護人からの申し立ては、それが被告人の憲法上の権利に基づくものが多いこと、被告人が有効な弁護を受けることができなかったことが上訴の理由となることから、期限後も許容される。この点では検察官と弁護人とで取り扱いが異なることになる。

また、公判前には分からなかった問題点もありうる(証人が公判前には予期されていなかった証言をした場合等)から、トライアルで証拠排除の申立てがされることは避けられないが、トライアルが数分ごとに中断するような事態を避けるため

にも、公判前の申立ては重要である。

- 3 「スピーディー・トライアル・アクト」が、全ての事件について、起訴から70日以内にトライアルを行うことを求めているが、合理的理由があれば延期できるため、実際に70日以内にトライアルが行われる事件は少ない。

トライアルに要する期間は、当事者の説明を聞いて、長すぎると考えれば、どうしてなのか聞き、検討を促すが、裁判官から一定の期間を決めてそれでやりなさいと指示することはない。刑事裁判においては、急いで審理をやろうとすることには問題がある。

- 4 当事者の提出する証拠に無駄なものが多いと考えたとき、裁判官としては当事者に理由を聞き、整理を促すところまでは行う。そうすると当事者から排除の申立てが出てくる。排除の申立てがない場合は、裁判官として排除の権限がないわけではないが、排除することはしない。結局は、びっくりするくらい多くの証拠が取り調べられることになる。

ただし、裁判官が行う刑の宣告手続では別であり、かなり排除することがある。

- 5 裁判官は、トライアルの開始前に裁判官は事件の争点を把握している。それは、当事者に「トライアル・ブリーフ」を提出させているからである。

「トライアル・ブリーフ」には、当事者のトライアルでの主張の予定や申立て予定の公判前申立てが記載される。ただし、弁護士からは、証拠不十分、といった概括的な主張がされるにとどまることが多く、この場合、詳細はトライアルまで分からないことになる。

以 上

(別紙4) キング郡上級裁判所 (King County Superior Court) での第一級殺人事件の陪審トライアルの傍聴 (12月2日～4日)

1 事案の概要等

被告人が、

、という の事案である。

検察官は、多数の証人、証拠物を提出しており、日本でも複雑な部類に属する事件と思われた。

検察側の立証内容をみると、主に次の事項が中心であった。

①

②

③

④

なお で耳目を集めた事件のようで、法廷では、常時、テレビカメラが撮影していて、その様子は連日ニュースで報道されていた。

2 傍聴内容

当職らが傍聴したのは、検察官立証の終盤からであった。

(1) 傍聴1日目（12月2日）

まず、上記②のパソコンの解析情報について、関連性の有無が争われており、パソコンを解析した警察官証人に対して、詳細な尋問が行われた。検察官が証人に解析情報(写真等)を示して尋問しようとして弁護人が異議を述べ、そのたびに審理がストップし、陪審員を控室に戻して、あるいは、裁判官と当事者が裁判官の執務室(side bar)に行つて協議が行われた（そのため、このような協議自体をside barという。）。後に担当裁判官から聞いたところでは、証拠能力の問題は、陪審の前で議論するものではないので、比較的単純な議論でも上のような形で行っているとのことであった。事実認定に関係のない情報（関連性について議論をする際の裁判官の発言も含む）を陪審の目に触れさせないという姿勢は、徹底されていた。

次に、上記④の関係で、携帯電話会社の技術者の尋問が行われた。弁護人は反対尋問を行わなかった。

その後、上記①の関係で、既に行われていた目撃者の尋問に不十分なところがあったからか、再尋問が行われ、目撃者は、目撃時の状況について図面を書いた。これは、単に、後になって検察官が、図面を書かせておかなかったのがまずいと考え、補充しただけのようであった（なお、本件では最終的に犯人性は争点となっていない。）。

(2) 傍聴2日目（12月3日）

最初に、上記④の関係で、携帯電話の位置情報から被告人の事件前後の位置を図面化した警察の技術者の尋問が行われた。この尋問の中でも検察官が証人に図面を示そうとしたことに、弁護人が異議を述べ、審理が止まる場面があった。

これは
は相当に珍しいことだったようである。

この証人に対しても弁護人は反対尋問を行
わなかった。

最後の検察側証人として、主任捜査官の尋問が行われた。総まとめの尋問のようであり、被告人が犯人であり、事件前から人の殺害を企図していたと判断する根拠を説明させるものであった。その性質上、弁護人からは関連性がない、伝聞である、などの異議が頻繁に出された。

(3) 傍聴3日目（12月4日）

被告人が宣誓し、証人となった。

本件では弁護人が冒頭陳述を行っておらず、この段階で初めて弁護側の主張の全貌が明らかになったようである。

3 その他参考事項

弁護人は、という、テレビにもよく出ている、シアトルでは有名な刑事弁護人とのことであった。

12月4日の被告人の証言の後の状況であるが、報道及び現地で在外研究中の横浜地方検察庁の細野正宏検事からの情報によれば、12月8日被告人の証言の続きが行われて証拠調べが終わり、9日に最終弁論が行われ（検察官は1時間半

の弁論を行ったとのことである。），１０日から評議が始まり，１１日午前
に有罪の評決がされたとのことであった。刑の宣告手続は２０１５年に入
って行われる見込みとのことであった。

以 上

(別紙 5) ペンシルバニア州東部地区連邦検察庁 (The U.S. Attorney's Office Eastern District of Pennsylvania) の [REDACTED] との面談 (12月8日)

- 1 トライアルの1～2週間前に、検察官は裁判官に事件の概要と、証拠の一覧を記載した書類を提出する。これは法律上の義務ではなく、運用として行っているものである。弁護人には提出は求められない。

証人の一覧には、証人がどういう人か (氏名、立場—警察官、専門家、目撃者等)、どのような証言をするのかの要旨を記載する。これにより、裁判官は証人の氏名を知り、陪審員選定の際に、証人の誰かと知り合いではないか、予断を抱いていないかなどの判断に用いることができる。一方、余り早期に証人の氏名等を明らかにすると、証人威迫や罪証隠滅の危険が高まるので、慎重に取り扱っている。

- 2 トライアルの2～3週間前に、「プレトリアル・カンファレンス」が行われる。ここで、検察官は、「プレトリアル・メモランダム」を提出する。弁護人もコメントを出す。ここでトライアルに要する期間が見積もられる。起訴から「プレトリアル・カンファレンス」までに要する期間は、事件によるが、平均すると15か月である。

「スピーディー・トライアル・アクト」が起訴から70日以内にトライアルを開くように求めているが、実際に70日で行われる事件はない。

プレトリアル・カンファレンスで、トライアルに要する期間について検察官が述べると、裁判官からもっと短くならないかと聞いてくることはある。強制されることはないが、裁判官の意向に沿うように、より短い期間で終わるように努力をすることはある。

この段階で、裁判官が証拠が重複している、多すぎるなどを理由として証拠に関して指示を受けることはない。もっとも、意見や説明のやり取りはある。ただ

し、検察官としても、重複した証拠を出す矛盾した証拠を提出してしまう危険も出てくるから、自ら気を使っている。

3 検察官が提出しようとしている証拠について、弁護人に異議がないのに、裁判官がその証拠を排除することは、制度上はありうるが、実際上はまれである。

4 プレトリアル・カンファレンス等において、当事者に争いのない事実が整理されることはあるが、事実認定は陪審が行うし、争いのない事実も陪審が認定しなければならないので、当事者に争いがない事実についても立証が行われる。ただし、検察官と弁護人との間で争いのない事実が整理された場合に、stipulation（合意書面）が作成されれば、それが証拠となる。

以 上

(別紙6) ペンシルバニア第1地区地方裁判所 (Court of Common Pleas First Judicial District of Pennsylvania) の [REDACTED] との面談 (12月8日)

- 1 トライアルに必要と見込まれる期間は、裁判官において見積もる (死刑のない殺人事件では1週間、死刑がありうる殺人事件では2週間等) が、期間を短くすることを優先しているわけではない。余り期間を短くするように言うと不公平な圧力をかけているかのようになる。
- 2 検察官が提出しようとしている証拠に弁護人が異議を申し立てない場合、裁判官において重複、無駄などの問題があると考えても、一般論としては裁判官は介入することはない。

介入することもありうるが、上訴審査において覆される可能性がある。それでも介入するのは、弁護人が余りうまく仕事をしていないと見られる場合である。なお、この場合、その手続を陪審員の前行わないようにする必要があるので、陪審員を退出させた上で、まずは弁護人に、異議を述べないのか持ちかけて、問題に気付かせることになる。

例えば、強盗の事件で、被告人が犯人であることを立証するために、検察官が被告人の強盗の前科、しかも本件と類似性のないような強盗の前科を立証しようとした場合は、弁護人から異議がなくても、弁護人の仕事が相当にまずいものであるから、裁判官は介入することになる。審理を止め、陪審員を退出させ、弁護人に、何で異議を述べないのかと言うことになる。弁護人に戦略がある場合 (例えば、前科を、むしろ、これまで被告人は事件を犯した時には事実を認めてきた誠実な人物であり、その被告人が今回だけはやってないといっている (から被告人は真実を訴えている) ことの立証に使いたいという場合) もあるので、その点を確認する必要がある。

3 「プレトリアル・カンファレンス」は重要な手続である。裁判官によって違うが、1回以上は行われる。ここで司法取引や訴訟却下等により手続が終わることもある。また、ここで当事者に争いがないことが確認された場合は、その合意をstipulation (合意書面) にした上で、トライアルの際には陪審に対してその旨を説示し、訴訟記録に留め、当事者はその点について更に立証は行わないことになる。

以 上

(別紙7) フィラデルフィア刑事弁護人協会 (Defender Association of Philadelphia) の [REDACTED] との面談 (12月10日)

- 1 弁護人が、検察官が持っている証拠を把握する第一の機会 Preliminary Hearing である。検察官が起訴をするのに最低限の証拠を持っているかを確認する手続であるが、弁護人は、このとき検察官が連れてきた証人に対して反対尋問を行うことができる。

その後、弁護人は、開示の手続きで検察官手持ちの証拠を知ることになり、これを検討して証拠排除の申し立てをする。ペンシルバニア州では、「オムニバス・モーション」という、様々な公判前申立てを一度に行うことのできる制度がある。

- 2 弁護人からの証拠開示は、トライアルの直前でよいが、アリバイ主張、責任無能力の主張は、これより前に行わなければならないし、専門家証人についても同様に明らかにしなければならない。他方、正当防衛の主張については、明らかにする必要はない。

「プレトライアル・カンファレンス」で当事者間に争いのない点が確認されれば、その点について stipulation (合意書面) が作成されることがある。裁判官がこれを作るように言うことも、それなりにある。stipulation を作成できる事項に特に限定はないが、殺意の根拠となる間接事実について作成する、といったことは普通やらない。

- 3 検察官が提出しようとし、弁護人が異議を言わなかった証拠であっても、裁判官がおかしいと考えて介入してくることはあるが、普通はやりたがらない。ただ、明らかに偏見的な証拠である場合などは、弁護人がきちんと仕事をしていないこ

とになるから介入することになると思われる。ただ、その場合も、いきなり裁判官が排除の決定をするのではなく、まずは当事者を呼んで話をするのが普通である。

どの程度介入するかは裁判官によるが、連邦の裁判官の方が介入することは少ない。 [REDACTED]

4 [REDACTED]
[REDACTED]

以 上

(別紙8) ペンシルバニア第1地区地方裁判所 (Court of Common Pleas First Judicial District of Pennsylvania) での [REDACTED] 事件の陪審トライアルの傍聴 (12月9日～11日)

1 事案の概要等

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

2 傍聴内容

(1) 傍聴1日目 (12月9日)

前日 (12月8日) から陪審員の選定が始まっていたが、11人の陪審員しか決まらなかったため、この日に陪審員1名と補充陪審員2名の選定が行われた。陪審員選定の具体的なやり方は裁判官によって違う旨、延吏事務官が教えてくれたが、傍聴した事件では、傍聴人の目の前で、候補者自身や親族の犯罪歴、フィラデルフィアにいつ、どこから来たのか等、プライバシーにわたる事項を、裁判官主導でどんどん聞いており、他方で、検察官、弁護人からの質問はほとんどなかった。

冒頭手続は、午後2時から開始された。被告人が訴因の全てに対して無罪であると述べ、検察官、弁護人がそれぞれ冒頭陳述を行った。検察官の冒頭陳述は争点を具体的に明らかにするようなものではなく、弁護人の冒頭陳述は、疑わしきは罰せずの原則と証拠不十分であることのみを主張するもので、被告人側からみた事件の内容を説明するものではなかった。

そして、証拠調べに入り、殺人事件について、事件後現場に臨場し、現場検証や写真撮影、証拠物の採取に当たった警察官の証人尋問が行われ、続いて、被告人と共に現場に赴き被告人の犯行を目撃した被告人の友人の証人尋問が行われた。

この友人に対する反対尋問は熱のこもったものになり、特に、刑事免責を受けて捜査機関に供述をした点にポイントが置かれていた。

(2) 傍聴2日目（12月10日）

午後（午前は弁護士との面談のため傍聴していない）、被害者の関係者と思われる女性の証人尋問が行われた。

アメリカ憲法修正第6条は、裁判の公開を定めているが、被告人の権利として構成されている。そうすると、被告人が同意すれば非公開が可能になるように思われる。

続いて、被告人との関係ははっきりしないが、犯行状況について、

そのため、短時間で尋問は終了した。

(3) 傍聴3日目（12月11日）

午前中に5名の証人尋問が行われた。うち2名は、現場で証拠採取に当たった警察官、うち2名は、前日に事実上証言を拒絶した証人の取り調べをした警察官（宣誓供述書の署名関係の立証で、その中で証人がその供述書の内容を読み上げていた。証人尋問後、裁判官から陪審員に対し、その供述書の宣誓が真正であれば、証拠になるとの説示があった。）、残り1名は、警察官であった。

以上で検察官立証が終了した。裁判官は、陪審員の選定手続で、25名ほどの証人予定者の名前を読み上げていたが、傍聴2日目午前中に傍聴できなかったことを考慮しても、検察官は、相当数の証人予定者について証人尋問を実施するまでもなく、立証十分と判断したと推測された。その後、裁判官が弁護人に立証を促したが、弁護人は、被告人を証人に立てることを含め、立証はない旨と述べた。裁判官は、直接、被告人に対して、証人として立つ意思はないか確認したが、ない旨述べたことから、証拠調べは終わり、午後から最終弁論を行うことになった。

午後、最終弁論が、弁護人、検察官の順で行われた。検察官が先に行い、弁護人、最後に検察官がもう一度というのが原則であるが、検察官と弁護人が協議の上、弁論の順序を変えることはよくあるとのことである（この点は、事後の西尾裁判官の調査による。）。

弁護人は、全般的に立証が不十分で合理的な疑いを超えた立証がされていないと主張したほか、

と主張した（の主張は弁護人が事前に明らかにする必要がないので、この段階で初めてされた主張のように思われた。）。

検察官の弁論は、30分程度の比較的短いものであった。証人や宣誓供述書の信用性を述べ、被告人の話が荒唐無稽である旨を述べていた。

裁判官からの陪審員に対する説示は12月16日に行われることとなった。

以 上